

大町市少年少女合唱団育成会会則

(名称及び事務局)

第1条 本育成会は、大町市少年少女合唱団育成会(以下「本会」という。)と称し、事務局を大町市文化会館に置く。

(目的)

第2条 本会は大町市少年少女合唱団(以下「合唱団」という。)が健全な発展をし、その目的を果たすための運営、育成を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は目的達成のため、次の事業を行う。

- (1)合唱団の運営に関する事
- (2)合唱団の育成、振興に関する事
- (3)合唱団の活動資金に関する事
- (4)その他目的達成に必要なと思われる事

(構成)

第4条 本会の構成員は次のとおりとする。ただし、構成員の数等は細則で定める。

- (1)教育関係者
- (2)行政関係者
- (3)合唱団体関係者
- (4)PTA関係者
- (5)団員保護者
- (6)指導者
- (7)賛助会員

(総会)

第5条 本会の最高意思決定機関として総会を開催する。

二、定期総会は、毎年、育成会長がこれを招集する。なお、役員会がその開催の必要を認めた場合は、臨時総会を開催する。

三、総会の議決事項は次のとおりとする。

- (1)本会及び合唱団の事業計画及び予算の承認
- (2)本会及び合唱団の事業報告及び決算の承認
- (3)本会役員を選出
- (4)技術委員の委嘱
- (5)本会の会則及び細則の改廃
- (6)その他重要事項

四、総会の議決は出席者の過半数をもって行う。

(役員会)

第6条 本会に次の役員を置く。

育成会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
運営委員長	1名
会計	1名
運営委員	若干名
監事	2名
指導者	若干名

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 育成会長は育成会を代表し、会の運営にあたる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 事務局長は事務局を統括し、事務を行う。
- (4) 運営委員長は運営委員会を統括する。
- (5) 運営委員は運営委員長を補佐する。
- (6) 会計は育成会及び合唱団の経理を行う。
- (7) 監事は育成会並びに合唱団の会計及び事業の監査を行う。
- (8) 指導者は合唱団の音楽指導を行う。

第8条 役員は総会にて選出する。

- 二、本会の役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員による後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 役員会は育成会長が招集し、議決事項は次のとおりとする。

- (1) 総会への提出案件
- (2) 総会が開けない場合の緊急案件
- (3) 入団金、団費、制服積立金の額
- (4) 運営委員の委嘱
- (5) その他

(運営委員会)

第10条 育成会役員会のもとに、合唱団の運営を実質的に補助する運営委員会を設置し、その委員は内外より育成会長が委嘱する。

- 二、運営委員会は必要に応じ育成会長が招集する。

(技術委員)

第11条 本会に音楽活動向上のため、技術委員を置くことができる。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。その委嘱は役員会で推薦し総会で決定する。

(賛助会員)

第13条 合唱団員の保護者及び本会の主旨に賛同する個人、法人及び団体とし、年間一口 2,000 円を納入し合唱団の振興に貢献する。

(団費等)

第14条 合唱団員は次の各号に掲げる団費等を納めなければならない。

- (1)入団金は 2,000 円とする。
- (2)団費は年額 24,000 とする。
- (3)制服積立金は年額 6,000 円とする。

(経費)

第15条 本会及び合唱団の運営経費は、入団金、団費、制服積立金、賛助会費及びその他をもって充てる。

二、特別事業等で必要が生じた場合は、これ以外に徴収することができる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日までとする。

附則 この会則は、平成2年10月13日から施行する。

附則 この会則は、平成6年4月1日から施行する。

附則 この会則は、平成17年4月29日から施行する。